

日本整形外科学会症例レジストリー（JOANR）運用細則

（名称）

第1条 本細則は、日本整形外科学会症例レジストリー（JOANR）運用規定第8条に定める運動器疾患を取り扱う関連専門領域学会等の参加条件、及び同第9条に定める運動器疾患を取り扱う関連専門領域学会等の参加費に関し、必要な事項を定める。

（参加条件）

第2条 運動器疾患を取り扱う関連専門領域学会等が、日本整形外科学会症例レジストリー（JOANR）に参加するための条件は、以下のとおりである。

- （1）運動器疾患を取り扱う公益社団法人日本整形外科学会に関連する専門領域の学会等であり、日常から公益社団法人日本整形外科学会に貢献のある学会等
- （2）参加する学会等が構築するデータベースの2階部分について、臨床効果に関する情報、専門領域における疾患の病態や治療に関する情報、製造販売後調査に必要な情報などを登録し、日本整形外科学会症例レジストリー（JOANR）の有効活用、発展に積極的に協力できるナショナルレジストリーであること
- （3）質問等への対応、データクレンジング、解析を担当する事務局の設置など、レジストリーに登録された医療情報の正確性とセキュリティを確保・活用するために必要な体制を整備すること

（費用負担）

第3条 日本整形外科学会症例レジストリー（JOANR）に参加する学会等は、原則として、以下の内容に従い費用を負担する。但し、参加する学会等の公益社団法人日本整形外科学会への貢献度、整形外科学の発展のために参加する学会等が日本整形外科学会症例レジストリー（JOANR）に参加する重要性、参加する学会等の財務状況等を考慮し、症例レジストリー委員会の討議を経て公益社団法人日本整形外科学会理事会の議決により参加する学会等が負担する費用を減額することができる。

（1）参加時負担金

参加する学会等が日本整形外科学会症例レジストリー（JOANR）の登録サイト（以下単に「登録サイト」という。）を用いて基本項目を収集するために要するシステム改修費用、新システム構築費用、参加する学会等が収集する基本項目以外の医療情報を収集するために登録サイトから参加する学会等のサイトに移行するためのシステム構築費用、及び、その他専ら参加する学会等の医療情報の収集・管理及び解析のために要する費用は参加する学会等の負担とする。但し、この費用が下記金額を下回る場合には下記金額とする。

正会員数1,000人未満の学会等：150万円

正会員数1,000人以上2,000人未満の学会等：200万円

正会員数2,000人以上の学会等：300万円

(2) 年度毎の一部負担金

登録サイトの構築及び運営に必要な費用の一部負担金として、関連学会等の会員数により下記の金額を支払う。

正会員数1,000人未満の学会等：50万円

正会員数1,000人以上2,000人未満の学会等：80万円

正会員数2,000人以上の学会等：100万円

ここで、毎年4月1日から3月31日までを1年度とし、毎年4月末日までに当該年度の一部負担金を支払う。

(3) その他の費用

上記以外で発生した費用は参加する学会等が実費を負担する。

(本規約の改正)

第4条 本細則は、症例レジストリー委員会の討議を経て公益社団法人日本整形外科学会理事会の議決により改正する。

附則 本細則は2020年3月19日より施行する。

附則 本細則の改正は2021年11月18日より施行する。